

# 2018年度私大関連予算案に対する抗議声明

2018年2月14日

日本私大教連中央執行委員会

安倍政権は昨年末に閣議決定した2018年度予算案において、私立大学等経常費補助（私大助成）は3,154億円を計上した。前年度より1.5億円の増額計上となっはいるものの、私たちはこのことをけっして評価することはできない。なぜなら、第一に、政府が私大助成を長期にわたり抑制・削減してきたために、私立大学等の経常的経費に対する補助割合が依然として10%を割り込むという極めて低い水準に陥っているからである。第二に、2018年度予算案の内容が、従前の重点配分をいっそう強化することに加え、選別による淘汰を目指す新たな「メリハリのある配分」を導入するものとなっているからである。

## 1. 選別による淘汰に舵を切った重点予算案に強く抗議する

(1) 私立大学等経常費補助の内訳は、一般補助が2,696億8000万円（対前年比8億400万円増）、特別補助が457億2000万円（同6億5000万円減）となっている。金額上は、6年間連続で引き下げられてきた一般補助が増額に転じ、総額としてもわずかながらの増額となっているが、その内実は極めて問題が多い。

来年度予算案の最大の問題は、一般補助の配分基準に「教育アウトカム指標」を導入すると同時に、定員割れ大学への減額措置を強化するという、まさに選別による私大淘汰の予算案となっていることである。すなわち、財務省主計局が公表した「平成30年度文教・科学技術予算のポイント」の中で、「教育の質に係る客観的指標による調整等の配分見直しを30年度に先行導入、31年度に本格実施することで、教育の質の確保とメリハリある配分を進める。また、定員割れ私立大学等への補助が近年増加していることを踏まえ、定員充足率を確実に反映するよう、定員未充足による調整を30年度から強化する。さらに、定員割れ私立大学への補助額増加等の要因となっている特別補助について、交付要件・対象や審査方法・項目を見直すとともに、経営改善など、政策効果が認められない大学等を対象外とするなど、支援対象を重点化する」としているとおりである。

(2) 安倍政権は2013年以降、私大経常費補助の一般補助削減と「私立大学等総合改革支援事業」を通じ、「メリハリある予算配分」を強化してきた。この重点配分・競争的配分予算は基本的に「これから取り組むこと」を対象としてきたのに対し、2018年度予算案は「取り組んだことの成果」を国が査定・選別し予算配分するスキームを導入し、私大経常費補助の性質を大きく変更することを示している。このことは、私立大学における教育研究活動を維持するために不可欠な経常費支出を補助するとした私立学校振興助成法の理念を根本的に毀

損し、これまでの私大助成制度を破壊するものであり、到底容認することはできない。

(3) 各私立大学が教育研究の質の向上、学生の修学環境の充実・改善を図ろうとすれば、多額の出資を要する。そのため私立大学全体の経常的支出は年々膨張を続けている。一方、18歳人口の減少等を背景に、とりわけ私立大学の圧倒的部分を占める地方の中小規模大学の経営状況は年を追って厳しさを増している。勤労世帯の年収が長期低下傾向となっている雇用情勢において、大学運営に必要な経費のほとんどを学生負担の学費に求めることは限界に達している。

2018年度予算案は、私大の教育研究の質向上に資するどころか、私大全体の教育研究基盤を弱体化させる政策であると言わざるを得ない。私大助成の予算額は国立大学法人運営費交付金のそれと比して、学生一人あたりで13分の1と極めて貧困である。政府は、少なくとも「大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費」に対する補助予算を国立大学並みに引き上げることを目標として、私大助成の増額を図るべきである。

## 2. 各大学が実施している授業料減免事業等に対する予算の抜本的拡充を

2018年度予算案では、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免事業に対する補助予算(特別補助)を、130億円(対前年比28億円増)と大幅に増額している。文科省は減免対象者数を約5.8万人から約7.1万人に引き上げると試算しており、国立大学の減免対象者数6.5万人を初めて上回ることになる。しかし、この予算措置には3つの大きな問題がある。

1つめは、経常費補助額の増額幅が1.5億円強であるのに対し、当該予算額の増額幅が28億円であるため、授業料減免以外の予算が約26.5億円縮減されることである。政府はこの間、経常費補助を増額しないまま学費減免事業への補助額を拡大する手法をとっているが、そのような手法では私学振興助成法がうたう私立大学の教育研究の向上も学生の学費負担軽減も実現できないことは明らかである。

2つめは、予算を増額したとはいえ、私立大学生一人当たり支援額は約18万円に過ぎないことである。そのため、私立大学で授業料減免を実施すれば多額の持ち出しが生じることになり、大学の財政余力により減免対象者数や減免基準が大きく左右され、大学間格差を生み出している。国立大学の当該予算額が350億円、学生一人当たり約54万円であることを見れば、私立大学への予算額があまりに少額であることは火を見るより明らかである。

このことに関連して3つめは、学生総数に占める支援対象者数は私立大学がわずか3%に過ぎないのに対し、国立大学のそれは約10%となっていることである。一人当たり支援額の私立国立間格差と合わせ、依然として大きな格差が放置されたままである。学生自身に何ら責任がないのにこのような不公平を被らせている事態は一刻も早く解消されなければならない。

そのためには、経常費補助という助成事業とは別枠で私立大学生の授業料減免事業として

予算を計上し、大学を選別する要件などを設けず、経済的困難を抱える私立大学生の誰もが、国立大学の学生と同水準の授業料減免を受けられるよう、この事業を抜本的に拡充する必要がある。

### 3. 公的奨学金制度のいっそうの拡充を

(1) 政府は、平成 29 年度に創設した給付型奨学金の「本格」実施に当たり、対象者・給付人員を 22,800 人（うち新規 20,000 人）として事業予算額 105 億円を計上し、私立・自宅生と国立・自宅外生に月額 3 万円、私立自宅外生に月額 4 万円、国立・自宅生に月額 2 万円を給付するとした。

私たちを含む多くの関係者の長年にわたる運動によって、ようやく日本でも給付型奨学金が創設されたことは、重要な前進である。しかし、その内容は極めて貧困であると言わざるを得ない。第 1 に給付額があまりに少額であること、第 2 に給付対象が非常に狭く給付対象者数が小さすぎること、第 3 に現在の在大学生を対象としていないこと、第 4 に大学院進学者を対象としていないこと、第 5 に給付対象者数を高校に割り振り、学習成績や課外活動の成果によって学校長が推薦するとしていることなど、あまりに多くの問題を有している。

文科省は、住民税非課税や生活保護の世帯、児童養護施設退所者などの子どもの人数を 1 学年で 15.9 万人、うち 6.1 万人程度が大学等へ進学すると推計している。なぜ政府は対象者数を 2 万人にとどめるのかまったく理解できない。また、家庭の所得格差と学力や意欲の格差が相関していることは各種調査で明らかにされており、厳しい「学力・資質要件」を課して対象者を絞ることは、経済的に厳しい家庭の多くの若者に対し大学進学の実現をもつなうに等しい。

私立大学の初年度納付金は文科系で平均 115 万円、理科系で 151 万円、医歯系では 479 万円にも及ぶ。私立大学の奨学金受給者は無利子・有利子合わせて 1 学年あたり約 23 万人、入学者数の約半数に上る。東京私大教連の「家計負担調査」では、自宅外生への仕送り額は 11 年連続で過去最低額を更新し続けており、2016 年度調査結果によると仕送り額から家賃を除いた残額は 1 日当たりわずか 790 円でしかない。この中から食費も通信費も他の出費も賄わなくてはならない。これでは多くの私立大学生が、奨学金を借りたにしても相当のアルバイトをしなければ学生生活を送れない状況に置かれている。さらに、自宅外生が有利子奨学金の最大額 12 万円（2016 年度）を 4 年間借りれば、総額は 576 万円にも達する。大学院に進学すればさらに莫大な額となる。卒業と同時にこれほど多額の借金を背負い、厳しい雇用情勢の中で毎月 2 万 5 千円以上の額を 20 年間返済し続けなければならない状況は異常というほかない。

こうした状況に照らせば、対象者を非課税世帯などの低所得者層に限定し、わずかな額を給付する制度設計はあまりに不十分であり、経済的に厳しい状態に置かれている多くの若者

に大学教育を受ける機会を保障するものとはなり得ないことは明らかである。給付型奨学金を創設するに当たって、その財源をどこから捻出するのかという議論が取り沙汰されていたが、2018年度の防衛関係予算案は対前年比約3千億円もの増額となる過去最大の5兆1911億円を計上していることをみても、財源がないなどという議論は極めて恣意的である。政府は諸外国と比して圧倒的に貧困な奨学金制度の抜本的改善を緊急の課題と位置づけ、それにふさわしい予算措置を行うべきである。

(2) 政府は2018年度予算案で、無利子奨学金貸与人員を53万5000人に引き上げ(対前年度1万6000人増)、無利子奨学金の受給基準を満たしながら貸与を受けられない「残存適格者」の解消を着実に実施し、また低所得世帯の子どもについては成績基準を撤廃するとした。これらの施策は日本私大教連の政策要求と合致するものであるが、2018年度予算案の有利子奨学金貸与人員は75万7000人となおも無利子奨学金を大きく上回っている。無利子奨学金の貸与基準(家計基準、成績基準)を緩和し、貸与人員をさらに大幅に引き上げるべきである。

また今年度から「新たな所得連動返還型奨学金制度」が導入され、年収144万円以下の場合返還月額2000円、年収144万円を超えた以降は所得の9%を12で除した返還月額とすることになる。従前の、所得に関わりなく定額を返還する方式に比べれば、返還負担が緩和されるという点に限れば改善といえるが、何よりもすでに貸与を受けている学生に制度が適用されないのは非常に問題である。また、非課税世帯にまで返還を義務付けることや、死亡などで返還不能になるまで何歳になっても返還が継続することなど大きな問題を残しており、直ちに見直す必要がある。さらに、返還負担が重い有利子奨学金については、この「新たな所得連動返還奨学金制度」が適用されていないことも大きな問題である。

(3) 日本政府は2012年9月、国際人権規約の高等教育の「漸進的無償化」条項に対する留保を撤回した。私たちは同規約の理念にもとづき、高等教育費における私費負担を軽減する総合的施策を可及的速やかに立案・実施することを強く要求する。その際、とりわけ過重となっている私立大学生の学費負担の軽減を喫緊の課題として位置づけ、給付型奨学金をいっそう大きく拡充するとともに、学費を引き下げるために私大助成を増額することや、私立高校で実施されている就学支援制度を私立大学にも拡大することなど、総合的な施策の実施を強く要求するものである。